

参考資料5 補助制度

1. 空き家再生等推進事業

居住環境の整備改善を図るため、空き家等の活用・除却等に係る経費の一部を支援する事業。

空き家再生等推進事業 概要

除却事業タイプ	
事業概要	居住環境の改善を図るため、不良住宅、空き家住宅または空き建築物の除却を行う。
対象施設	・不良住宅（住宅地区改良法第2条第4項に規定するもの（空き家かどうかにかかわらず対象）） ・空き家住宅（跡地が地域活性化のために供されるもの） ・空き家建築物（跡地が地域活性化のために供されるもの）
助成対象費用	・対象施設の除却に供する費用 （「除却工事費」＋「除却により通常生ずる損失の補償費」）×8／10 ※除却工事費については、除却工事費の1㎡あたりの額（一定の単価の上限あり）に、不良住宅または空き家住宅の延べ面積を乗じて得た額を限度とする。 ※空き家住宅および空き建築物に係るものについては、空き家等対策計画に基づいて行われる場合に限る。ただし、平成27年度から3年間の経過措置期間を設ける。 ・空家住宅・空き建築物の所有者の特定に要する費用 ・空家等対策計画の策定等に必要な空家住宅等の実態把握に要する費用
対象地域	・空家対策計画に定められた空家等に関する対策の対象地区 ・空家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空家住宅等の計画的な除去を推進すべき区域として地域住宅計画または都市再生整備計画に定められた区域 ・居住誘導区域を定めた場合、その区域外で空家住宅等の集落が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域

活用事業タイプ	
事業概要	空き家住宅および空き建築物を、居住環境の整備改善および地域の活性化に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等を行う。
対象施設	・ 本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅または空き建築物（民間企業等又は個人に補助される場合は、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものに限る。）
助成対象費用	・ 空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用 （空き家住宅等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得（用地費除く。）、移転、増築、改修等にかかる費用） ※費用に2／3を乗じた額と地方公共団体（市）が交付する補助金の額のうちいずれか少ない額を上限とする。 国費は、地方公共団体補助の1／2 ・ 空家住宅・空き建築物の所有者の特定に要する費用 ・ 空家等対策計画の策定等に必要なる空家住宅等の実態把握に要する費用
対象地域	・ 空家対策計画に定められた空家等に関する対策の対象地区 ・ 空家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域 ・ 空家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空家住宅等の計画的な活性化を推進すべき区域として地域住宅計画又は都市再生整備計画に定められた区域

2. 耐震診断補助

市内に存する住宅および建築物の所有者に対して耐震診断を実施する場合に、補助金を交付。

補助内容概要（令和6年度）

対 象 建築物	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築確認を受けて建築されたもの ・現に居住・使用している住宅またはこれから居住・使用しようとしている住宅又は現に使用している耐震法 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物
対象者	・補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有に関する法律第 3 条に規定する団体）または、居住者 ・セット型耐震診断においては、補助金の交付申請時の直近における年間の課税所得金額が 507 万円未満の者
内 容	○木造住宅（戸建、長屋住宅、共同住宅） ・耐震診断費用の額から 5,000 円を除いた額（ただし、1 棟当たり 50,000 円もしくは、1,100 円／㎡のどちらか低い方を限度とする） ○非木造住宅（プレハブ、鉄筋コンクリート造のマンション等） ・耐震診断費用の 1／2（上限 25,000 円） 学校、保育所、病院などは耐震診断費用の 1／2（上限 100 万円）

3. 耐震改修・除却

市内に存する木造住宅の耐震改修または除却を行う所有者に対して補助金を交付。

補助内容概要（令和 6 年度）

対 象 建築物	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築確認を受けて建築された木造住宅 ・所有者が現に居住・使用している住宅またはこれから居住・使用しようとしている住宅 ・耐震診断の結果、総合評価における上部構造評点が数値 1.0 未満のもの
対象者	・補助対象建築物を所有する個人（所得額等の制限あり）
内 容	・耐震改修計画作成に要する費用（耐震シェルターを除く）：設計費用の 7 割（上限 10 万円） ・耐震改修工事費用またはシェルター設置工事費用：費用の 10 割（上限 70 万円（所得により 90 万円。耐震シェルター設置工事は、木造長屋住宅に限る）） ・除却工事費用：費用の 10 割（上限 40 万円（長屋と共同住宅は別条件あり））